

令和6年度第1回横浜市障害者施策検討部会会議録	
日時	令和7年2月27日(木) 午後2時00分～午後3時40分
開催場所	市庁舎18階みなと1・2・3会議室
出席者	赤川真委員、飯山文子委員、内嶋順一委員、岡村真由美委員、坂田信子委員、奈良崎真弓委員、安富英世委員
欠席者	小野孝俊委員、河合高鋭委員、清水武彦委員、須山優江委員、堀内哲也委員
開催形態	公開
議題	<p>議題</p> <p>(1) 会長選出について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて</p> <p>(2) 令和7年度予算(案)について</p> <p>(3) 防災・減災に係る取組状況について</p> <p>(4) 障害福祉分野におけるオンライン申請手続の開始について</p>
決定事項	
議事	<p>開会</p> <p>(川端係長) それでは、奈良崎委員から遅れてご出席される旨連絡をいただいておりますが現在、6名の委員にご出席いただいておりますので、ただいまより令和6年度第1回障害者施策検討部会を開催いたします。改めまして、私は障害施策推進課施策調整係長の川端と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日、大変申し訳ありませんが、事務局側も多くの人数が出席させていただいておりますが、途中で退席する者も数名いますので、その点ご了承いただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>障害福祉保健部長あいさつ</p> <p>(川端係長) では初めに、障害福祉保健部長の君和田より挨拶を申し上げます。</p> <p>(君和田部長) 皆様、こんにちは。健康福祉局障害福祉保健部長の君和田でございます。事務局を代表いたしまして一言ご挨拶を申し述べたいと存じます。本日はご多忙の中、本部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、日頃から市政、とりわけ障害者施策の推進に多大なるお力添えを賜りまして、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>ご承知のとおり、今回の部会につきましては、昨年7月の委員の改選後初の開催となっております。皆様には、お忙しいところ本部会の委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。本部会は、障害福祉に関する重要な施策および事業につきまして、障害者施策推進協議会での審議を円滑に進行するために</p>

調査審議を行う重要な部会でございます。多くのご意見を頂戴できればと存じます。

さて、本日の議題でございますが、本部会の会長につきましてご選出いただくほか、次の期、第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて、そして、令和7年度予算（案）について、防災・減災に係る取組状況について、及び障害福祉分野におけるオンライン申請手続の開始につきまして、以上4件の報告事項を予定させていただいております。内容は多岐にわたりますが、各事業を推進していくため、委員の皆様からの忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、ぜひ活発なご議論をいただければと存じます。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

（川端係長） それでは、議事に入る前に、委員の皆様に関しましては7月14日付で委員の委嘱をさせていただいたことのご報告をこの場でさせていただきます。本来ならば、直接委嘱状をお渡しさせていただいてご挨拶させていただくべきと思いますが、今回、この場でお名前を紹介させていただき、それに代えさせていただきますということで、略式ですけれども、どうぞよろしくお願いたします。

皆様、事前にお送りしている資料の中に委員名簿がございます。そちらの順番に沿って、ご紹介させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

横浜市グループホーム連絡会会長の赤川真委員でございます。再任でございます。

（赤川委員） よろしくお願いたします。

（川端係長） 続きまして、社会福祉法人白根学園の飯山文子委員でございます。再任でございます。

（飯山委員） よろしくお願いたします。

（川端係長） 続きまして、横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事の内嶋順一委員でございます。再任でございます。

（内嶋委員） 内嶋でございます。よろしくお願いたします。

（川端係長） 続きまして、特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会副代表の岡村真由美委員でございます。再任でございます。

（岡村委員） よろしくお願いたします。

（川端係長） 本日欠席ではございますが、横浜市腎友会事務局長の小野孝俊委員にお願しております。再任でございます。

続きまして、欠席でございますが、鶴見大学短期大学部保育科准教授の河合高鋭委員にお願しております。新任でございます。

続きまして、横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局長の坂田信子委員でございます。再任でございます。

(坂田委員) 坂田と申します。よろしくお願ひします。

(川端係長) 本日欠席の連絡を頂いておりますが、神奈川県立瀬谷支援学校校長の清水武彦委員にお願ひしております。新任でございます。

続きまして、欠席の連絡を頂いておりますが、横浜市中途失聴・難聴者協会会長の須山優江委員でございます。再任でございます。

遅れての出席とご連絡を頂いておりますが、にじいろでGO!会長の奈良崎真弓委員でございます。再任でございます。

また、欠席ではございますが、法人型地域活動ホーム連絡会・社会福祉法人同愛会つづき地域活動ホームくさぶえ統括施設長の堀内哲也委員にお願ひしております。再任でございます。

続きまして、横浜市精神障害者家族連合会副理事長の安富英世委員でございます。再任でございます。

(安富委員) よろしくお願ひします。

(川端係長) それでは、出席者数の確認をいたします。本日の会議は、委員12名のうち現在6名、また後程1名来られるということで、最終的には7名になるかと思いますが、ご出席されております。横浜市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に規定されております委員の半数以上を満たしていることをご報告させていただきます。

議 題

(1) 会長選出について

(川端係長) それでは、次第のとおり議題(1)に入りたいと思います。

本検討部会の会長を選出いたします。本検討部会の会長は、横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第6条により、委員の皆様の互選により決めると定められております。どなたかご意見もしくは推薦ということで、いらっしゃいますでしょうか。それでは、坂田委員、お願ひします。

(坂田委員) 前回と同じように、内嶋先生にお願ひします。

(内嶋委員) 恐れ入ります。

(川端係長) ありがとうございます。今、坂田委員から内嶋委員をということでご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(川端係長) 内嶋委員、会長席へご移動ください。

(内嶋委員、会長席へ移動)

(川端係長) ありがとうございます。

次に、職務代理者を選出いただきます。職務代理者につきましては、横浜市障害者施策推進協議会条例第4条3項により、あらかじめ会長が指名するものとなっておりますが、会長、いかががいたしましょうか。

(内嶋会長) 引き続き赤川委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

(川端係長) ありがとうございます。それでは、赤川委員、よろしくお願いいたします。

それでは、ここから内嶋会長と赤川委員にご挨拶と議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(内嶋会長) 皆様、こんにちは。すみません、時間ぎりぎりです。遅刻ではなかったのですが、ぎりぎりになりました。一言だけ言い訳を申し上げると、私は弁護士というよりほぼソーシャルワーカーに近い仕事内容になっておりまして、昨日は昨日で、私が後見人をついこの間担当することになりました精神障害の方が23条通報を受けまして、警察による通報で措置入院ということで、一日中その対応をしていたと。そうしましたところ、今朝、私が通勤している最中に電話が鳴りまして、私が後見人をしていて今度は知的障害の方、親亡き後とは言えないのですが、ほぼ親亡き後の状態の方のショートステイ先から連絡があって、転倒して骨が折れたようです。これから入院だと。ということで、私は45分前まで十日市場にいました。お医者さんに無理を言って、早くしてくれと。私が行かないと横浜市会議が1つ飛ぶというお話をして、大変物分りのいいお医者様だったので、無駄な説明はもういいと。承諾書にはすぐサインをするから頼むということでお願いしたのですが、ただ、太ももの骨を折ってしまったので、歩行がこれから駄目になるかもしれないと言われ、ショートステイからグループホームへの移行が6か月かかってようやく決まったところで、赤川委員にもご相談した方なのですが、決まった矢先にそういうことになるという、もう支援者としては涙しか出ないということです。そんなことをやっているから、おまえなら委員長ぐらいできるだろうということで、多分、皆様のご希望があったと思っております。期待に反しないように議事進行をしまいたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

(赤川委員) 皆さん、こんにちは。赤川と申します。私は今、グループホーム連絡会というところに関わって、この部会に参加させていただいています。私は、障害福祉に関わったのがもう35年ぐらい前になりますが、最初、グループホームに泊まりのボランティアで行ったというのがそもそものきっかけで、長い間お世話になっているという形です。今、グループホームは横浜の中でも約100か所になっているということで、本当にいろいろなグループホームが増えてきたなと実感しています。私のところもそうなのですが、いろいろな課題も現場からいろいろ挙がっていますので、この部会にもぜひ共有させていただいて、今後の施策にどう展開できるかというのを生かしていただければいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

(内嶋会長) それでは、ここから次第に従って議事を進めてまいりたいと存じ

ますので、よろしくお願いいたします。

報告事項

(1) 第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて

(内嶋会長) 議題 (1) は終わりましたので、4の報告事項の(1)から順に、事務局からご説明をお願いします。では、(1)の第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて、資料は資料1だと思います。お手元にご用意の上、事務局、ご説明をお願いします。

(中村障害施策推進課長) 障害施策推進課長の中村でございます。よろしくお願いいたします。内嶋会長からご案内がありましたように、資料1に沿ってご説明させていただければと思います。座ってご説明させていただきます。

「第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて」でございます。第4期横浜市障害者プランは、令和3年度から令和8年度まで6年間を計画期間としております。計画期間の終了に先立ちまして、令和7年度から第5期障害者プランの策定に取り組んでまいります。つきましては、策定に向けた今後の取組のスケジュールをご報告させていただきます。

1、障害者プランの概要ですが、横浜市障害者プランは、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の3つの法定計画を一体的に策定した計画となっております。障害者計画は、障害者基本法に基づき、本市における障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画でございます。また、障害福祉計画、障害児福祉計画は、円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画として、障害者総合支援法、また児童福祉法に基づく計画となっております。参考として、第5期横浜市障害者プランの構造をお示ししておりますが、こちらについては後ほどご覧いただければと思います。

次のページをご覧いただけますでしょうか。2、障害者プラン策定の進め方ですが、策定に当たっては、PDCAサイクルに基づき第4期障害者プラン等に対する評価を行いまして、その上で改善、計画策定につなげ、計画の推進を目指してまいりたいと考えております。その中で、グループインタビュー、当事者ワーキング、当事者向けアンケート、パブリックコメント等を実施いたしまして、障害当事者やご家族、障害児・者の関係団体の方々、また事業者等、市民の皆様からご意見を頂きながら共に作り上げていきたいと考えております。加えて、専門的な見地から幅広い視点でご協議いただくために、横浜市障害者施策推進協議会の専門委員会でありまして、当部会、障害者施策検討部会を中心に検討を進めてまいりたいと考えております。令和7年度につきましては、大変恐縮ですが、3回程度の開催をしたいと考えているところでございます。参考に、PDCAサイクルの計画を図式化したものをお示しさせていただきます。令和7年度

については、評価、改善を実施していきたくと思っていますが、具体で申し上げますと（１）のグループインタビューは7～9月頃に実施したいと考えております。また、（２）当事者ワーキングは8～9月頃に実施したいと考えております。次に、当事者向けアンケートについては12月頃に実施をと考えておまして、手帳を所持されている方の大体10%程度、約1万8000人の方を対象として無作為抽出でアンケートを実施したいと考えているところでございます。これらの取組、実施については、当部会、障害者施策検討部会でご相談等させていただいて、頂戴したご意見を踏まえて実施に向けて取り組んでいきたくと考えているところでございます。

次のページをご覧ください。スケジュールでございますが、令和7年度、先ほどご説明させていただきましたグループインタビューの実施、また当事者ワーキングの実施、当事者向けアンケートの実施を行い、3月頃に骨子案の検討を開始したいと考えております。令和8年度に入りまして、素案の検討を開始し、その素案に対する市民意見を頂くということで、パブリックコメントを9月頃に実施できればと考えております。また、そのパブリックコメント、市民意見を踏まえて、この部会の意見等も踏まえて、12月に原案の策定へつなげられたらと思っております。その集大成として、3月、第5期障害者プランの完成へと持っていければと考えているところでございます。検討の段階を通じて当部会の皆様のご意見を頂きながらつくってまいりたいと考えておりますので、2年にわたる形にはなりますが、ご協力・ご支援をよろしくお願い申し上げます。障害者プラン改定に向けたスケジュール感についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

（内嶋会長）事務局、ご説明ありがとうございました。今の第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて、何かご質問やご意見のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。それでは、飯山委員、お願いします。

（飯山委員）横浜知的障害関連施設協議会から来ております。グループインタビューは多分うちの団体にもいらしてはいただいていると思いますが、結構巨大な団体でなかなか難しかったり、全体の会のときに来てほんと説明を受けて意見ありませんかと言ってもなかなか出ないので、今、転換期ですごく大事な時期だと思うので、もしいろいろな団体を回り、うちの団体のようなときには、事前に事務局と、どんな形でいつ頃どの程度というのをご相談させていただけるととてもありがたいと思います。

（内嶋会長）ありがとうございます。要するに、アンケートが実質的に機能するような、それぞれの団体さんのご事情を少し酌んでもらえないかという。あと、事前にそのあたり調整ができないかというご意見・ご質問ということでよろしいですか。事務局、いかがでしょうか。

(中村障害施策推進課長) そのように取り計らってまいりたいと思います。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。事務局、奈良崎委員は事前にこのあたりの意見はなかったですか。大丈夫ですか。

(川端係長) 特にこの点に関してはなかったです。

(内嶋会長) 分かりました。ありがとうございます。それでは、報告事項の(1)はここまでということです。

(2) 令和7年度予算(案)について

(内嶋会長) 続いて(2)の令和7年度予算(案)について、事務局からご説明をお願いします。資料は資料2-1と2-2ですか。よろしくをお願いします。

(中村障害施策推進課長) 引き続き、障害施策推進課の中村からご説明させていただきます。お手元に、内嶋会長にご案内いただきましたように、資料2-1と資料2-2がありますでしょうか。資料2-2につきましては、関係局4局の予算概要を集約した形で抜粋版としてご用意しているものがございます。本日はその資料2-2ではなくて、2-1を使ってご説明させていただきます。令和7年度予算概要4局抜粋版のさらに概要版ということでまとめております。ご説明については、事業自体が多岐にわたるということもございますので、下線を引いてあるところ、主に新規でありますとか拡充の部分を中心にご説明させていただきます。いただければと考えております。

まずは健康福祉局関係の予算からご説明させていただきます。9ページをご覧ください。ただいただければと思います。表の一番上に、災害時障害者支援事業(EV車導入支援)と書いております。こちらは、災害発生時においても障害福祉サービスが提供されるよう、障害者施設等における電気自動車の導入を支援いたしまして、災害時の電源対策を進めてまいります。

次のページでございます。10ページをご覧ください。BCP実効性確保支援では、障害者施設等に対しまして、障害者施設が策定しているBCP(災害時業務継続計画)の実効性を高めるため、セミナー等を実施してまいります。

次に11ページです。特別乗車券交付事業では、福祉パスの利用対象を地域交通でも利用できるようにいたしまして、障害者等の外出を促進してまいります。

少しページが飛びますが、15ページをご覧ください。表の一番上でございます。障害者施設整備事業では、新たに介護ロボットやICT機器導入に向けた伴走支援及びニーズ調査を行うとともに、機器等の購入費用を助成いたします。また、多機能型拠点5館目の設計費についても計上しているところでございます。

20ページをご覧ください。表の一番上でございますが、自殺対策事業では、普及啓発・相談支援として、若年層や中高年層への啓発やインターネットを通じた

相談や情報提供を実施してまいります。このページの一番下でございますが、精神保健福祉対策事業では、精神保健福祉法の改正に伴い、新たに位置づけられた入院者訪問支援事業を開始いたします。

次のページでございます。依存症対策の推進では、依存症当事者やご家族等の回復を支えていくために相談機能の充実をさせていただきます。

次のページです。精神科救急医療の受入体制の充実では、精神科の救急の関係で、先ほど内嶋会長も措置の話をしていましたが、措置診察に従事する精神保健指定医を安定的に確保することを目的といたしまして、指定医報酬単価の引き上げを行います。また、区役所に病院との連絡調整用のシステムを導入いたしまして、本人、ご家族等に対する平日日中帯の受診受療援助を効率化してまいります。

次のページでございます。ここからがこども青少年局関係の予算でございます。子育て応援アプリ「パマトコ」事業では、引き続き機能を拡充するとともに、子育てに必要な手続のさらなるオンライン化を進めてまいります。

次のページです。教育・保育給付の認定を受けた子供の保育・教育では、本市の配置基準に加えて、追加で配置する保育士等に係る助成の拡充をするものです。障害児等受入加算等でございます。

次のページです。私立保育園等預かり保育事業では、障害児など個別に支援が必要な児童を受け入れた際の補助単価を増額いたします。

次のページ、一時預かり事業では、基本助成や利用児童加算助成のほかに、障害児など個別に支援が必要な児童を受け入れた際の補助単価を増額を行います。

表の下でございますが、障害児や医療的ケア児の受入れ促進については、障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成について、補助単価を増額します。また、常時、医療的ケア児の受入れが可能な医療的ケア児サポート保育園を新たに12園設置してまいります。次のページに移りますが、加えて、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児について、児童の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施いたします。

ページが少し飛びますが、29ページでございます。療育センターの関係でございます。地域療育センター運営事業では、(1)巡回訪問の拡充として、地域の中核機関として行っている巡回訪問を、保育所や幼稚園、小学校等に加えて地域の児童発達支援事業所等でも行うために、北部、西部、東部の3つのセンターにソーシャルワーカーを増やしてまいります。(2)電子カルテの導入の拡充でございます。こちらについては、6年度に3つのセンターで電子カルテの導入をしていますが、残りの5つのセンターでも導入して、市内全てのセンターで電子カルテが使えるようにしていくことを予定しているものでございます。

次のページの(3) 初期支援の実施等では、障害児相談支援を充実させるために、ソーシャルワーカーの増員をする予定でございます。

次のページでございます。障害児通所支援事業等でございます。こちらでは、(2) 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実として、未整備区を対象に、新たに整備費の補助を実施します。また、災害時に備えて非常用電源の導入補助を7か所、新たに実施する予定でございます。

次のページです。障害児医療連携支援事業では、(2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修として、障害児通所支援事業所で働く看護師等も対象に加えていくことを予定しております。また、(3) レスパイト事業のモデル実施は新規でございますが、医療的ケアが必要な家庭の負担を軽減するために、看護師を自宅に派遣するサービスをモデル実施してまいります。

次のページの一番下です。障害児入所支援事業等では、福祉型施設における医療的ケア児の受入体制を整備するため、看護師派遣のモデル事業を新たに実施してまいります。

35ページをご覧ください。ここからが医療局の関係の予算でございます。医療局の関係については37ページをご覧ください。(3) 医療的ケア児・者等及び障害児・者への対応でございます。(ウ) 人工呼吸器等電源を要する医療的ケア児・者の災害時個別避難計画作成でございます。人工呼吸器などの電源が必要な医療機器を使っている、災害で電源がなくなると命に関わる人に対して、災害時の個別避難計画の作成を行ってまいります。

次のページをご覧ください。歯科保健医療センターの運営支援でございます。歯科保健医療センターについては、夜間・休日昼間の歯科診療、心身障害児・者歯科診療、通院困難者等に対する訪問歯科診療を行う横浜市歯科保健医療センターの運営費の一部を助成してまいります。

次のページ、教育委員会事務局の関係でございます。取組内容を少し読み上げさせていただきます。教室や学校などのリアルな場所での学びをもっと充実させるとともに、オンラインやバーチャルな場所での学びの環境も整えます。子供たち一人一人が自分の個性や興味、状況に応じて、これらの3つの場所から自分で選べる環境をつくることで学びを保障し、充実させます。(2) のオンライン空間でございますが、こちらでは蔵書の拡充や読書バリアフリー化を図りまして、多様な子供たちが読書に親しめる環境づくりを進めるため、全ての小学校、義務教育学校、特別支援学校に電子書籍の導入をしてまいります。

41ページをご覧ください。特別支援教育の推進では、学習のつまずきや登校不安を抱える児童生徒を支援するため、非常勤講師を配置する特別支援教室実践推進校を拡充いたします。また、通級指導教室を利用する児童生徒数が増加している状況を踏まえまして、通級指導教室を小学校1校、中学校1校増設いたします。

次のページをご覧ください。表の下段です。(2) 特別支援教育における専門職との連携では、特別な支援や配慮が必要な児童生徒が増加したことによって、多様な子供たちの特性理解やアセスメントに悩む個別支援学級の教職員に対するコンサルテーション事業を新たに創設いたします。

次のページでございます。(5) 福祉・医療等との連携による支援では、肢体不自由特別支援学校にて、通学中にも医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない児童生徒に提供する福祉車両の台数を増やし、運行コースも拡充してまいります。

次のページをご覧ください。先ほどの続きの項目になりますが、肢体不自由特別支援学校6校に配置する学校看護師を増員いたします。また、看護師職の取りまとめ役となる主任級を2名配置いたしまして、組織体制の強化も図ってまいります。

次のページでございます。特別支援学校における非常用電源の整備でございます。新たな横浜市地震防災戦略に関する取組の一つといたしまして、災害時においても安心・安全な環境を確保するため、非常用のポータブル電源の追加整備を進めてまいります。あわせて、安定的な電源の確保に向けて、特別支援学校の敷地における、無停電発電設備等の導入を検討するための調査委託を実施していく予定としております。

かなり多岐にわたります。長々とお話をさせていただきましたが、それぞれの局の新規や拡充部分についての説明は以上でございます。

(内嶋会長) 事務局、ありがとうございます。ただいまご説明がありました令和7年度予算(案)について、ご質問・ご意見のある委員の方、ご発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。かなり多岐にわたりますので、では、赤川委員、お願いします。

(赤川委員) 9ページの一番上の災害時障害者支援事業(EV車導入支援)というものが新しく提案されていると思います。これについてはすごく興味を持っていて、どういう内容で検討しているのか教えていただきたい。障害者施設といってもいろいろな事業所がありますので、例えばこういう事業所を優先に考えると、福祉避難所の協定を結んでいるところを優先に考えると、どんな形で今考えていらっしゃるのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

(中村障害施策推進課長) ありがとうございます。EV車の導入については、詳細な設計についてはこれからの部分がございますが、障害の関係と高齢の関係で同様にEV車の導入支援の事業を予算計上している状況でございます。障害の関係については、障害のある方の地域生活の継続をしっかりとさせていく環境をつくっていくことが大事だと考えておりますので、一義的には地域の拠点的な施設を助成の対象に、まずは考えております。実際の制度設計について

では、様々なご意見を頂きながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

(赤川委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、安富委員、お願いします。

(安富委員) 精神障害者家族会の安富です。事前に読ませていただいてちょっと分からなかったところで、11ページの福祉特別乗車券は今あると思うのですが、「地域交通でも利用できるようにし」とわざわざ下線を引いてある、この地域交通というのをご説明いただけるのでしょうか。

(今井課長) どうもありがとうございます。障害自立支援課の今井と申します。地域交通というのは、普通の神奈中バスや市バスのような形の路線バスとは別に、一定の地域や区間において走っているような形のバス等になります。今までは福祉パスをお使いいただけませんでしたので、そういったものについても対象に加えていくということでございます。

(安富委員) 分かりました。ありがとうございます。

つぎ、もう一つよろしいでしょうか。22ページのところで、これは区役所と病院の連絡調整用のシステムを導入すると。病院は、横浜市内に28か所入院できる施設があり、そこと全部オンラインで結んで現場に行かなくてもいいとか、そういうことをおっしゃっているのですか。これ、よく分からないのです。平日日中帯の受診受療援助の効率化を図る。ほかに何か詳しいご説明がありましたら、よろしくをお願いします。

(中村精神保健福祉課長) 健康福祉局精神保健福祉課の中村でございます。今ご質問いただいた部分につきましては、先ほど市内28病院あるとおっしゃっていたところではありますが、特に救急で受け入れていただく病院で、今たしか15か所中の12か13だったと思えますけれども、そこが今このシステムを導入しております。実際に区役所等で早急に入院したほうが良いと判断した方の入院調整を、これまでですとそれぞれの病院に1か所ずつ電話してお返事をもらって、そこで受け入れられるとなったときに診療情報を提供して受入れの調整をしていたのですが、このシステムを導入することによって、先ほど言いました12、13かの病院が一斉にそういった情報を流すことができると。ということで、電話をかける時間が短縮でき、情報についても一斉に送れるというところでの効率化が図れるシステムとなっております。

(安富委員) 分かりました。ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは坂田委員、お願いします。

(坂田委員) 坂田と申します。11ページの福祉特別乗車券交付事業の予算が減っているのですが、まずそれと、もう一つは、福祉パスの利用対象者は1人頭何円ぐら

いで概算しているのでしょうか。なぜかという、その下の福祉タクシーですか、タクシー券の利用を望んでいるBの手帳の人が非常に多いので、そこら辺をちょっと考えていただきたいと思います。タクシー券は、Bの手帳は対象外なのですよね。Bの手帳の人たちもだんだん高齢化するとタクシー券が必要になってくるのですね。だから、ぜひそれを考えていただきたいと思います。

(内嶋会長) 今のはご質問と、Bの方へタクシー券の拡充はできないのかというご意見の、2つと伺ってよろしいですね。

(坂田委員) そうです。

(内嶋会長) 事務局、いかがでしょうか。

(今井課長) ありがとうございます。福祉パスについて、予算が減じられている理由についてですが、横浜市営バスについて、今年の4月から精神障害者割引を導入する形になっております。そのため、市営バスに対してお支払する負担金が、精神障害者割引、障害者割引を適用した金額になったための減になります。対象者としては増えているような形になります。

それから、タクシー券について対象を広げる考えがあるかという部分ですが、基本的には、公共交通を使える方については福祉パスをお使いいただいて、なかなかご利用が難しい重度の方に対して、タクシー券や燃料券を、という考え方で行っておりますので、今の時点ではそこまで広げることは考えておりません。

(坂田委員) 残念です。

(内嶋会長) 最後に残念ですというご意見を頂きました。それでは、奈良崎委員、お願いします。

(奈良崎委員) 奈良崎です。遅れてすみません。またバス乗車券のことでちょっと質問したいです。できたら、プラス幾らか多めに払っていいので、J Rもつけてもらえるとうれしいなど。というのは、多分、知的の人は皆さん一番J Rに乗っている確率が多いので、J Rのほうも使えるといいなというのをお願いしたいのが1点です。

それともう一つ、例えば横浜市は、栄区と鎌倉市が半分にちょうど割れたときは、バスが江ノ電なのです。そのとき交通費が、バス乗車券が使えなくて療育手帳を新たに出すというパターンがあるので、その辺をどちらか共通にもらえるといいのかなど。栄区の本郷台から鎌倉方面のバスに乗ると、上郷・森の家から先は鎌倉市ですとか、その辺の線が微妙にあって、それで乗車券を両方見せて乗るのにすごく困難があって、そこをどういうふうにしたらいいのか、ちゃんと乗務員に言ってほしいというのがお願いです。以上です。

(内嶋会長) 今のご質問・ご意見について、よろしく申し上げます。

(今井課長) ありがとうございます。まず最初に、たくさん払っても大丈夫だからJ Rもというお話の部分ですけれども、J Rが横浜市内だけを走っている

ものではないので、なかなか導入が難しいことがございます。あとは福祉パスの金額についても、議会でご審議いただいた結果として今の金額で落ちついておりますので、ここで利用者負担分を増額してということがなかなか考えにくい部分がございます。ですので、今の時点でJ・Rや何かに広げることは考えておりません。申し訳ございません。

それから、区境のところについてですが、基本的には横浜市内から乗っていただくときには福祉パスだけで大丈夫だったかと思えますけれども、それでも手帳を見させていただくような形になっていますか。

(奈良崎委員、うなずく)

(今井課長) そうなんですね。そのあたりについては確認いたしまして、もし調整ができるようであれば調整していきたいと思えます。難しければ難しいかもしれないのですが、すみません、以上になります。

(内嶋会長) 奈良崎委員、いかがですか。ご意見という部分もあると承っておきましようか。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、たまには支援センターのセンター長の立場から、せつかく令和7年度予算案が出たので、実は、昨年末に国の補正予算が出ましたよね。それで、厚労のほうで障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策ということで政策が打たれて、その概要の中に、事業所の職場環境の改善の経費とか、あるいは職員の人件費に充てられる所定の額を補助するという枠が組まれたということで、厚労のホームページにも出ていますし、早くも、介護とか障害の人材確保についての広報活動をしているような方や団体から、これは使えるのではないかという話が出てきているということです。この、国の補正予算で、いわゆる法定事業というのですか、国の総合支援法のサービスを行っている事業所には当然しかるべき補助が出るのだらうと思うのですが、まずその点について、先ほどご説明があった令和7年度予算の中にこれは含まれているのか、まだ含まれていないのか、その辺をお伺いしたいのが1点。

それから、横浜市では、いわゆる市単でいろいろと地活ホームとか作業所とか、国の政策ではカバーできない事業も単独で展開されているということで、外から見るとどちらも同じ事業に見えるのです。片方は人件費の補助を受ける可能性があり、片方は分からないというのではおかしいだろうという話で、市単事業にも国の今回の補正予算の補助と同じような補助をお考えなのかどうか。この2点をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(大津課長) 障害施設サービス課の大津でございます。国の補正の処遇改善というところでございます。今のところ、法定のところは国がやるということですが、横浜市は法外のほうが国のスケジュールも含めて間に合っていないのでついていないです。今後つくかどうか、ちょっとまだ横浜市の財政状況も踏まえてということになってしまうので、今の段階で法外もやりますと

いうのは正直言えないという、我々としても苦しい状況でございます。

(内嶋会長) 法定のほうはもちろんおやりになるのですね。時期はともかく、7年度の予算かどうかはともかくとして。

(大津課長) 一応、法定の場合は国から横浜市ではなくて、国から県にその権限を下ろして、県が直接法定のほうをやるので、結果的に横浜市はやらないという意味ではないのですが、横浜市を通過せずに手続は行われます。

(内嶋会長) それで下のほうは分からないと。

(大津課長) 今のところ予算はついておりません。

(内嶋会長) では、支援センターとしては、ぜひつけていただきたいというふうなここで強く意見を申し上げておきますので、委員の皆様ももしかとお聞き及びいただければと存じます。ありがとうございます。

それでは、令和7年度予算(案)についてはいかがでしょうか。では、どうぞ、赤川委員。

(赤川委員) 15ページの上の障害者施設整備事業で、新たに介護ロボットやICT機器等を導入と、新しく拡充していくと思うのですが、割と今、確かに見守りのセンサーとか、いろいろな機器はありますけれども、既存のものだと対応しないというのも結構あるなどと思っています。障害のある方の中には言葉の障害のある方もかなりいらっしゃいまして、例えば、脳性麻痺の障害を持っていて言語障害で聞き取りづらいつつとか、あと、知的の方でもコミュニケーションがかなり難しい方が私の知っている方でも何人かいるのですが、オーダーメイドでその人に合わせて、例えばAIで学習を積み重ねていって、言葉の特徴をつかんで通訳するアプリもできるかなということで、今、リハセンターに相談している方が実はいらっしゃいます。そういうことに関しても少し補助なり何なりというのができるかと助かるかなと思っているのですが、そのあたりはどうなのでしょうかと聞きたいです。

(大津課長) 赤川委員のご指摘のとおり、いわゆる汎用品では対応できない方も大勢いらっしゃると我々も認識しています。特にICTの分野は高齢者のほうが先行しているのかなということで、より汎用性が高いほうは今進んでいるという認識です。そのため、我々も今、リハとも相談しながら、どういったほうで個別性を伴走支援していけるかという。いきなり我々が物を買って皆さんに納品という乱暴なやり方ではなくて、一人一人各施設の皆様方と寄り添いながら、どういったものができるか、その伴走を含めて今回、支援していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

(赤川委員) ぜひよろしくお願ひします。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、これは一応午後4時までということになっておりまして、会議が始まってから約55分経過しております。ここで一旦休憩を入れまして、後ろの

時計で5分まで休憩ということでお願いいたします。

(休憩)

(3) 防災・減災に係る取組状況について

(内嶋会長) それでは、後半に入りたいと思いますので、引き続きよろしくお願
いいたします。では、4の報告事項の、次は(3)防災・減災に係る取組状況
について、事務局からご説明をお願いします。資料は3だと思います。

(中村障害施策推進課長) ありがとうございます。資料については資料3でござ
います。障害施策推進課の中村からご説明させていただきます。

「障害福祉分野における防災・減災対策について」でございます。第4期の
障害者プランでは、災害時における自助・共助の情報共有の推進として、
障害者施策推進協議会などで情報共有を行うこととしております。災害時に
おける自助・共助の取組として、令和7年度から変更となる障害児・者を対象
に含む補助・助成制度等を報告させていただきます。

2の「補助・助成制度等の説明」でございます。(1)家具転倒防止対策助成
事業です。以下の要件を満たす世帯を対象にということで、以下の点線囲みの中
に対象者を記載させていただいておりますが、65歳以上の方、また、身体障害者
手帳の交付を受けている方、愛の手帳の交付を受けている方、精神障害者保健
福祉手帳の交付を受けている方、介護保険による要介護または要支援の認定を受
けている方、6番で中学生以下の方ということで、米印のところでございますけ
れども、中学を卒業した方から64歳以下の方がいる世帯については、②から⑤
に該当しない限り制度の対象にならないということになっています。いずれにし
ましても、障害のある方については対象になってくるものでございます。こち
らについて、世帯の方に対して家具の転倒の防止をするための器具の取付けの
助成を実施しております。これについて、取付けの代行をしていましたが、7
年度からはそれに加えて器具代の全額または一部を助成する拡充がなされます。
先ほど対象者のところをご覧いただいた点線囲みの中でございますが、イの申請
時期・申請方法等に記載させていただいておりますが、詳細が決まり次第、横浜市
のウェブサイトでご案内させていただきますということになっております。詳細
について、まだ所管の部署で詰めていく段階でございますので、そのようなご
案内に本日はなっておりますが、予算的には取付けの器具代の全額または一部を
補助していくということを予算としてお示しさせていただいているところでござ
います。

次のページです。(2)の感震ブレイカー等設置推進助成事業でございます。こ
ちらについても、対象の方については同様の基準になっております。こちらにつ
いては、感震ブレイカーに対する器具代の一部助成と取付けの代行支援を既に
実施しております。7年度からは、一部の地域限定にはなりますけれども、

器具代の助成を一部助成及び全額の助成という形で拡大していくものでございます。また、地域の詳細についても、先ほどのご案内と同様になってしまいますが、ウェブサイトで詳細が固まり次第お示ししていきたいと思っております。

(3)の災害時の情報発信でございます。災害発生への対応として、人工透析が可能な施設の開設状況等を市や県のウェブサイトのページに掲載しています。ただ、それにとどまらず、令和7年度からは、ウェブサイトに加えて横浜市の障害福祉の案内アプリを活用し、情報発信をプッシュ型でも実施していきたいと考えているところでございます。先ほども防災関係の予算のところは幾つかございましたが、自助の関係ということで、ご自身で様々な災害対策に取り組んでいただく部分の行政的な支援についてご説明させていただきました。ご説明は以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。ただいまご説明のありました防災・減災に係る取組状況について、委員の皆様、ご質問・ご意見があれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。それでは、坂田委員、お願いします。

(坂田委員) 対象者の③で愛の手帳とありましたが、これはBの手帳も対象になるのでしょうか。大体、Aの手帳が多いですが。

(海野係長) ご質問ありがとうございます。総務局地域防災課の海野と申します。愛の手帳であれば全て対象となりますので、よろしく願いいたします。

(坂田委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにご質問・ご意見はいかがでしょうか。それでは、まず飯山委員からお願いします。

(飯山委員) この補助について、知的の障害を持っていらっしゃる方、単身の方は多分、対象になると思いますが、ご本人はなかなか自分でこの情報にアクセスできなくて、一番近くにいるのは、もちろんワーカーさんもそうですけれども、自立生活アシスタントとか自立生活援助事業の職員なんかこういうものを周知していただけると多分、本当に災害があったときの火事の防止とか、そういうことにもつながるので、ぜひその辺にはあえてこれを周知していただけるとありがたいと思いました。

(内嶋会長) 飯山委員、ありがとうございます。今のはご意見ということでよろしいですか。

(飯山委員) はい。

(内嶋会長) 事務局、何かコメントありますか。

(海野係長) ありがとうございます。ぜひ皆様にご利用いただきたいと思っておりますので、周知に注力させていただきます。

(内嶋会長) ありがとうございます。それでは、奈良崎委員、お願いします。

(奈良崎委員) あくまで意見なので全然流してもらってもいいのですが、できた

ら地震のときに、事前に自分はどんな支援をしてほしいのかとか、どんなお手伝いをしてほしいのか、プロフィールみたいなものをつくってもらいたいのかなど。それと、あと逆に、してもらおうボランティアさんたちに、自分はこんな人で、すというプロフィールがあると、お互い安心してできるのかなど。先月、私が石川にボランティアに行ったときに、学生さんを連れて行きなさいと、知っている大学の先生と友達なので頼まれて連れて行ったときに、学生は適当に何でもできますと言ってしまったもので、結構その学生さんはできなかったことが多いので、事前に私はこんなことが得意ですか、お互い知ったほうが頼みやすいのかなど。例えば福祉職員ですと言いながら、福祉だから何でもできるでしょうと思われるのもきついで、こういう分野ですというプロフィールがあるとお互い楽に頼めるのかなという。できたら、そういうノートをつくってもらえるといいなと思っています。よろしくお願いします。あくまでも意見です。

(内嶋会長) ありがとうございます。要するに災害の支援のときに、支援を受ける側の障害のある方と、支援をするボランティア等の方々とのマッチングがうまくできるように、情報をそれぞれ交換というか提供できるような仕組みがあるといいですねという、難しく言うとそんな感じの話ですかね。今のご意見ということなのですが、事務局から何かコメントはありますか。

(大津課長) 今、各区で行っている「わたしの災害対策ファイル」というのがもともとあります。これは主に医療的ケアが必要な方が対象で書くようなものにはなっておりますが、先ほど奈良崎委員が言っていた、どういう人たちにということと言うと、いろいろなところ、例えばお住まいのところからこの地域防災拠点に行くかとか自分で書く欄があり、ご自身で書くのが難しければ、支援される方と一緒にこういうものをつくって置いておくということで、ご本人はそれをなかなかうまく使えないかもしれないけれども、災害があつたらこのオレンジのファイルを使うんだよ、このオレンジのファイルを持って地域防災拠点に行くんだよ、みたいなことももしかしたらできるかなど。これも横浜市の見解というわけではないのですが、今、そういった「わたしの災害対策ファイル」というものを広めようとしているところでございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。奈良崎委員、何か追加でご意見はありますか。

(奈良崎委員) 逆に、やってもらおうもつくってもらおうもいいです。どんな人なのか、私たちだけ、片方だけ情報を流すのは不公平なので、平等と言いつつ平等ではないので、それが差別になってしまうので、できたらやってもらおうもつくってもらおうもいいのかなと思っています。お願いします。

(内嶋会長) ありがとうございます。先ほどの奈良崎委員の石川での経験だと、何でもできそうで何にもできなかったボランティアさんという、そんな感じだったので、支援者のほうも、ある程度何ができるのか表示できるといいと

いうご意見です。そのあたりは多分、社協とかそういうところがボランティアの調整をしていくことにはなると思いますが、そのあたりの情報提供やコメントがあったら事務局のほうでお願いします。

(中村障害施策推進課長) 今日、貴重なご意見を頂戴しましたので、内嶋会長におっしゃっていただきましたように、ボランティア、災害が起きて、その後、奈良崎委員も能登に行かれたという話がありましたが、災害時においてお互いがうまくマッチングできるような、お互いのことを知り合えるような形で、社協のほうにもこういうご意見があったことをお伝えして、お互いがうまくマッチングできるように、組み合わせられるようにしていきたいと思えます。ありがとうございました。

(内嶋会長) 奈良崎委員、このぐらいでよろしいですか。ありがとうございました。ほかに。そうしたら、岡村委員、お願いします。

(岡村委員) 対象者に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人と書いてありますが、なかなか難しいと思うのです。ご本人が周囲の人に精神の病気を持っていることを知られたくない人もいるだろうし、さりとてパニックを起こすと思うので手伝ってほしいと思うところがあると思えます、この人たちにどうやって支援するのか、してもらうのか、その辺を具体的に考えていらっしゃるのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思えました。

(内嶋会長) ありがとうございます。これは、あくまでも今回の資料3だけ拝見すると、いわゆる物的あるいは経済的な助成ということになるので、基本的には市としては広報しておいて手挙げを待っているというイメージなのかどうか。多分、その辺も含めて岡村委員はお知りになりたいのだと思えますが、そのあたり、事務局からコメントはいかがでしょうか。

(海野係長) 広報させていただいて、ご希望の方に手を挙げていただければと思えますが、あとは、支援していただける方が代理で申し込んでいただけたら、そういったことも含めてお願いしたいと思えているところがございます。また来年度の制度が決まりましたら、丁寧にご説明と周知をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

(内嶋会長) ありがとうございます。たしか冒頭に飯山委員からも、こういう情報を告知する方は、当事者だけに限らず、支援者もきちんと当事者に届けられるようにすればもっと使いやすいのではないかというご意見を頂きました。

多分、根っこは同じご意見だと思えます。岡村委員、いかがでしょうか。よろしいですか、今のような話で。

(岡村委員) はい。よろしくお願いいいたします。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。それでは、赤川委員、お願いします。

(赤川委員) 直接この施策と違うのですが、防災絡みということで。以前から、

障害者グループホームに暮らしている人は要援護者名簿から外されているという横浜市独自のルールがあると思いますが、やはりこれは見直しいただけないかと前から思っているところです。特に来年度から地域連携推進会議という形で、グループホームに地域の人が入った会議体をつくりなさいという義務づけになったと思います。多くのところで多分、町内会長や民生委員の方に声をかけるパターンが多いと思います。そのときに防災の話が当然出てくると思うので、これをきっかけに少し町内の方たちに、グループホームでこういう人が暮らしているんだというのを知ってもらい意味でも、名簿の対象者に加えていただきたいというのがお願いになります。テーマからそれますが、よろしくお願ひします。

(内嶋会長) ありがとうございます。今のご意見は、単に地域共生という話だけではなくて、防災のときの支援も希望していると承ってよろしいですか。

(赤川委員) はい。

(内嶋会長) ということですが、事務局、いかがでしょうか。何かコメントはありますか。

(工藤課長) 福祉保健課の工藤と申します。ありがとうございます。名簿にグループホームに入っている方の掲載がないということですが、今、名簿の地域での使い方みたいなどころでは、一旦施設に入っている方々というのは一義的に確かに除いてはいます。そこは今後、障害部さんとも今後の進め方と相談なのかなと思いますが、ご意見として参考にさせていただきます。地域に共有するときに、まず名簿に掲載することについて、ご本人から同意を頂いて名簿に掲載し、地域に共有するというをしているので、そういうステップも含めてうまくできるのかどうかということもあるため、今後、検討していきたいと思ひます。今はまずご意見があったということで、参考にさせていただきたいと思ひます。

(赤川委員) よろしくお願ひします。ぜひ進めていただきたいと思ひています。

(内嶋会長) ありがとうございます。要支援というか、災害のときに支援の必要な方々のリストの個人情報扱ひというのは、おっしゃるとおり、基本的には支援を望む方の同意が必要になってきます。それは在宅の方で既にやられていると思ひますので、グループホームの方もきちんとご説明いただければ、それほどハードルは高くないだろうなど。赤川委員のおっしゃるように、グループホームというのはご本人たちの数に比べて極めて支援者の数が少ないと。事が起こったときに、構造とかは一般の住宅やアパートとほぼ変わりませんので、そういう意味での災害に対する脆弱性というのは、一般の家屋とあまり変わりません。私も今伺って、あの規模で施設と同一視されるのはどうかなと少し疑問に感じましたので、会長からもぜひということでお願ひしておきます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、(3)の防災・減災に係る取組状況については以上で終わらせていただきます。

(4) 障害福祉分野におけるオンライン申請手続の開始について
(内嶋会長)では、最後の(4) 障害福祉分野におけるオンライン申請手続の開始について、これは残りの資料4をお手元にご準備の上、事務局の説明をお聞きになってください。よろしくお願ひします。
(中村障害施策推進課長)会長、ありがとうございます。資料4に沿ってご説明させていただきます。
「障害福祉制度のオンライン申請について」でございます。横浜市では、障害のある人が利用する制度の一部の申請について、パソコンやスマートフォン等を使って手続できるオンライン申請を開始しております。開始については今週の火曜日からでございます。2月25日から開始しております。
対象となる手続について、表にまとめております。(1) 自立支援医療(精神通院医療)でございますが、再交付申請や更新申請、変更申請、また、市外からの転入の申請、不足書類の提出についてでございます。ただ、診断書の提出が必要な申請については除外という形になっているところでございます。また、精神の手帳の関係でございますが、再交付や、更新申請でございますとか、障害の等級変更の申請、また市外の転入申請、不足書類の提出についてということで、こちらについて、診断書や写真の提出が必要になるものについては、大変申し訳ないですが、オンラインでということにはなりません。右上の障害福祉サービスでございます。こちらについては、新規の申請、区分更新の申請、更新・変更、また年度更新の関係、不足書類の提出、申請の取下げについてオンライン化しているところでございます。右下、障害児通所支援の関係でございます。こちらについては、新規申請、更新申請、変更申請、また、申請の不足書類の提出や申請の取下げ関係でございます。下のところに米印で記載しておりますが、※1、※2も同様でございますけれども、米印のついてるものについては、手続内容によって区役所の職員との面談が必要になる場合もございますということで、注意書きを入れさせていただいております。
実際、では、どういうオンライン申請の流れ、手続になるのかというのが次のページでございます。STEP1からSTEP5までございます。STEP1では、申請したいサービスの二次元コードをスマートフォンで読み取っていただくということで、添付のチラシをおつけしておりますが、こういったリーフレットからスマートフォンで二次元コードを読み取っていただく。また、二次元コード自体の読み取り機能がない方というのも、今、スマートフォンだとなかなかないとは思いますが、スマートフォン以外の方もいらっしゃいますので、ちょっと字が細かくて申し訳ないですけれども、URLも入れさせていただいているところでございます。また、そういったところから読み取ると申請のページが表示されますので、そこで手続できない、先ほどご案内させていただきましたけれども、改めてそういったものも表記されますので、ご確認いただくという形になります。

STEP 2では、マイナンバーをご用意いただくということ。また、暗証番号は、個人情報部分でご申請いただきますので必要になりますということが書いてあります。STEP 3については、申請の入り口からマイナポータルに入っていただいで、STEP 4ですが、必要事項の記入をして、添付書類を添付して、最後に送信ということで、オンラインで手続関係をしていただくこととなります。ただ、先ほどの繰り返しになりますが、医師の診断書やお写真については添付の対象にはなりません、それ以外のものについては添付して送信いただくこととなります。それで、STEP 5で申請したデータの控えをダウンロードして保存していただくということで、ご自身が申請したという控えも取れるようになっています。それが完了しますと、区役所また市役所のほうで内容を確認いたしまして、申請手続の通知書や手帳の交付へと進んでいく形になります。先ほどもお話ししましたように、追加の書類が必要とか、また区役所の職員と確認、面談等が必要という場合については、横浜市から申請者にご連絡させていただき流れになっております。次のページにオンライン申請のリーフレットをおつけしておりますので、参考に後ほどご覧いただければと思っております。ご説明は以上でございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。それでは、障害福祉分野におけるオンライン申請手続の開始について、ご質問・ご意見のある委員の方、いらっしゃいますでしょうか。これはマイナカードがないと使えないということですよ。

(中村障害施策推進課長) さようございます。

(内嶋会長) いかがでしょうか。よろしいですか。奈良崎委員、お願いします。

(奈良崎委員) マイナンバーカードを私はまだつくっていないからできないんだというのがわかりましたが、実際、知的障害の仲間は多分、そういう人が多いと思います。それと、今急いで休憩中に写メで一回、スマホでやってみたのですが、一部一部にルビがあるところと、全体にルビが振っていないので、そこも読みにくいので、そこはどういうふうにするのか工夫を教えてください。以上です。

(内嶋会長) ありがとうございます。後半の部分、要するに、実際に手続に入った中身のところで、ルビがあるところとないところがばらばらになっていて非常に分かりにくいという、ご質問とかご意見というふうに伺ってよろしいですかね。事務局、コメントはいかがですか。

(中村障害施策推進課長) ご意見頂戴いたしましてありがとうございます。

本当に今週始めたばかりで、ルビの振れるところは系統的に振ってきたつもりですが、まだまだ十分ではないところをご指摘いただきましたので、改修できるところは改修していきたいと思っております。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。それでは、岡村委員、お願いします。

(岡村委員) 昨日は市精連の理事会にいらしていただいて、説明していただいて

本当にありがとうございました。大概のメンバーさんはスマホを持っていますのでできるかなと思うのですが、周知がなかなか、事業所の職員がちゃんとしているか、あるいは広報を見れば書いてありますとおっしゃっていたのですが、広報も見ない人が多かったですので、できれば窓口チラシを置いておくとか何か工夫をして、やり方が分からないときは補助をしていただいたり、そういう工夫をしていただけるとお互いにかいかなと思います。確かに窓口にいちいち行くのも大変でおっくうで時期が遅れてしまったり、自立支援医療なんか本当に件数が多いと思いますし、当事者の側からしてもスマホでできるのは何よりだと思いますが、なるべく周知を上手にいただけると合理的に使えるかなと思います。よろしくお願ひいたします。

(内嶋会長) ありがとうございます。事務局、何かコメントは。

(中村障害施策推進課長) ありがとうございます。まさに岡村委員におっしゃっていただきましたように、行かないでできるという部分は、体調があまりよろしくないときなど、利点として確かにあると思っております。広報・周知については、昨日、岡村委員の出身母体といいますか、団体のほうにもご説明に伺っておりますけれども、各団体さんへのご説明も引き続き行ってまいりたいと思ひますし、支援者間の会議の中でも周知していきたく思っております。また、直接当事者さんに届くように、区役所のほうでもポスターを貼り出すような形で通知させていただいております。地道に、オンライン申請についてPRしていきたいと思ひますので、こういう方法もあるのではないかといいことがあれば、ぜひご意見をまた頂戴できればと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(内嶋会長) ありがとうございます。よろしいですか。ほかにかがでしようか。よろしいですかね。こういった、いわゆる電子化といふか、DX化といふか、申請手続をオンライン化していくといふのは時代の流れだとは思ひますが、こういうものが分かる方は自分でさくさくと調べておやりになります。分からない方は、先ほど奈良崎委員からもご指摘がありましたが、そもそもアクセスできないとか、あるいは気がつかないということもあります。一番いいのは、今ちょうど確定申告の時期ですが、税務署はしつこくe-Taxを使えといひてきます。あれは連絡してくるときに必ずe-Tax使えますよといひことをしつこく彼らは言ひてきて、ああ、使えるんだなといひことは、納税する者はすぐ分かるわけですから。なので、どこかで必ず手続をするような時期が多分あると思ひのですが、そのときに丁寧に案内していただくことが一番手取り早いかなといひ感じもいたします。今、いろいろご意見を頂戴しましたが、障害のある方が不公平にならないよう、合理的な配慮をいただければと思ひます。

それでは、報告事項は全て、今ご報告を頂戴しました。全体について何かご意見やご質問のある委員があればここで承りたいと思ひますが、いかがでしようか。それでは、安富委員、お願ひいたします。

(安富委員) どうもありがとうございます。今日、資料2-2は使わないということでお話が進んでいるかと思いますが、この中の文言でちょっと分からないところとかそういうのがあります。4局抜粋版、例えば資料2-2の5ページで、身寄りのない云々とか、敬老特別乗車証のと。それで12ページに記載、11ページに記載、何ページに記載と。それは資料2-2の全体版というか、そういうものがどこかに別途あるのでしょうか。そこら辺がよく分からなくて。でも、今日、資料2-2は使わないという前提でしたらお答えはいいですが、分かる範囲でお願いします。

(内嶋会長) 資料2-1と資料2-2の関係をご説明いただければと存じます。

(中村障害施策推進課長) ご質問ありがとうございます。資料2-2の5ページに12ページとか11ページと書いてあるということで、資料2-2のほうも大変至らないところがあったとは思いますが、障害関係の部分だけを抜き出して抜粋版にしているという事情がございます。例えば5ページの身寄りのない高齢者への支援というのは高齢者施策のものでございまして、それで12ページとなっていて、全体版の12ページということで、下のページと一致していないという分りにくさがあったかなというところで反省しております。全体版については、健康福祉局で申し上げますと、障害関係以外に、生活保護関係や高齢者施策も記載されています。その全体版は今日の資料におつけしていないので、そちらについては改めてご郵送なりさせていただくか、また、インターネットでもご覧いただくことは可能でございます。どのようにしたらよろしいでしょうか。お送りするほうがよろしいですか。

(安富委員) インターネットで見せていただきます。

(中村障害施策推進課長) 分かりました。では、委員のお言葉に甘えて、もし可能であれば、全体版についてはインターネットでご覧いただければと思います。申し訳ございませんでした。

(安富委員) ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。では、再び安富委員、お願いします。

(安富委員) また細かいところで恐縮ですが、金額の表記が千円単位の表、例えば総括表はそうなっているのに対して、あるところは漢字表記で何億何千万円とか、教育関連は全部千円単位だから10億とか、要は、慣れている方はいいでしょうが、慣れていない人には読み方すらよく分からないみたいな、何と申しますか、ちょっとばらばらだなという感じを受けました。よろしくお願いします。

(内嶋会長) 事務局から何かコメントはありますか。

(中村障害施策推進課長) ありがとうございます。昨年度まではこの予算概要でご説明してきたのですが、まさに委員おっしゃるようにはばらばら感がありまして、このばらばら感で説明されても、様式もレイアウトも違うしというところが

あり、今回は資料2-1で枠組みだけとはにかく合わせようということで、まだまだ見にくい点がありますが、今回は新たに2-1をつくらせていただきました。とはいっても、資料2-1で金額が、それこそ千円単位のところと万円単位のところがあったりと、まだまだ統一ができていないところがございます。この部分については、各局それぞれで作っているということが事情としてあります。それに甘えてはいけないと思いますが、委員の方々により分かりやすい資料をご提示できるように、さらに来年度の予算に向けて研究してまいりたいと思っております。それをちゃんとお伝えしていくことが行政の責務だと思っておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。本当に貴重なご意見ありがとうございます。

(内嶋会長) ありがとうございます。なるべく縦割りをなくしていただくということですね。局同士での予算のすり合わせも、我々障害のほうにたくさん流れてくるように私たちは切に念願しておりますので、よろしくお願ひします。では、全体の総括はそろそろこのあたりでよろしいですかね。ありがとうございます。

その他

(内嶋会長) それでは最後、その他ですが、何かございますか。

(川端係長) ありがとうございます。その他の部分で、本日も大変いろいろなご意見ありがとうございます。皆様から頂きました意見を踏まえまして、今後進めていきたいと思ひます。

お知らせになりますが、今度、3月は本体の施策推進協議会がござひます。こちらは3月24日月曜日、これまでと異なるのが、今まで午後開催だったのですが、午前という形で行ひます。どうしても会場の関係も含めて午前になってしまいました。申し訳ありませんが、そのようなお知らせをさせていただきます。また、この検討部会に関しまして、冒頭でも開会前に令和7年度は3回程度予定しているとお知らせしましたが、日程については5月、12月、年を越して令和8年2月ということで予定しています。細かい日にちに関しましては、また調整させていただきます。ご連絡させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。事務局のお知らせとしては以上になります。

(内嶋会長) ありがとうございます。予定しておりました議事、報告、全部終わりましたので、事務局にお返しします。

(川端係長) ありがとうございます。そうしましたら、本日の会議は以上になります。皆さん、駐車券をお持ちの方がいらっしやいましたら、事務局までお知らせください。本日もありがとうございます。

資料 ・ 特記事項	1 資料 ・資料1 : 第5期横浜市障害者プランの策定スケジュールについて ・資料2-1 : 令和7年度 予算概要4局抜粋版(概要)
-----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料 2-2 : 令和7年度 予算概要4局抜粋版 ・資料 3 : 防災・減災に係る取組状況について ・資料 4 : 障害福祉制度のオンライン申請について <p>2 特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良崎委員から障害自立支援課に質問のあった「栄区と鎌倉市のように市境での民営バス利用時にバス乗車券が使えなくて療育手帳を新たに出す」との対応について、休憩時間に個別に確認した。福祉パス利用ではなく、手帳提示による介助者の半額割引の件であったため、取り扱いについて説明し了解を得た。
--	---